

和歌山市告示第 1 1 1 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 6 項の規定により特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し，建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）第 4 条の 1 1 の規定により告示する。

平成 1 8 年 3 月 2 2 日

和歌山市長 大 橋 建 一

1 中間検査を行う区域

和歌山市全域

2 中間検査を行う建築物の構造，用途又は規模

一戸建ての住宅（兼用住宅を含む。），長屋又は共同住宅（法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号の規定の適用を受ける共同住宅を除く。）のうち，住宅の用途に供する部分（新築，増築又は改築に係る部分に限る。）の床面積の合計が 5 0 平方メートルを超えるもので，次の各号のいずれかに該当するものとする。

（ 1 ）主要構造部が木造で，かつ，階数が 2 以上のもの

（ 2 ）主要構造部が鉄骨造，鉄筋コンクリート造（プレキャストコンクリート造を含む。以下同じ。）又は混構造（木造と鉄骨造，木造と鉄筋コンクリート造又は鉄骨造と鉄筋コンクリート造）で階数が 2 以上 4 以下のもの

3 指定する特定工程及び指定する特定工程後の工程

| 構造                | 特定工程   | 特定工程後の工程     | 特定工程          | 特定工程後の工程     |
|-------------------|--------|--------------|---------------|--------------|
| 木造                | /      |              | 構造耐力上主要な部分の工事 | 壁の外装工事又は内装工事 |
| 鉄骨造               |        |              |               |              |
| 鉄筋コンクリート造         | 基礎配筋工事 | 基礎コンクリート打設工事 | /             |              |
| 木造と鉄骨造の混構造        | /      |              |               |              |
| 木造と鉄筋コンクリート造の混構造  |        |              |               |              |
| 鉄骨造と鉄筋コンクリート造の混構造 | 基礎配筋工事 | 基礎コンクリート打設工事 |               |              |

4 適用の除外

法第 1 8 条又は第 8 5 条の適用を受ける建築物については，この告示の規定は適用しない。

附 則

1 この告示は，平成 1 8 年 5 月 1 日から施行する。

2 平成 1 2 年 5 月 1 日前に法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請書を提出した建築物については，この告示の規定は適用しない。

3 平成 1 5 年 5 月 1 日前に法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請書を提出した建築物又は法

第6条の2第1項の規定による確認を受けるための書類を提出した建築物で、第2項第2号に規定する建築物のうち、主要構造部が鉄筋コンクリート造のもの及び階数が4のものについては、この告示の規定は適用しない。

4 平成15年告示81号は、廃止する。

附 則(平成19年5月21日)

この告示は、平成19年6月20日から施行する。

附 則(平成21年3月16日)

この告示は、平成21年4月16日から施行する。